

令和5年3月1日改定



申請の手引き

太陽光発電等再エネ設備導入補助事業 (一般住宅対象)

問い合わせ・申請書等提出先

〒080-1492

北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地
上士幌町役場 ゼロカーボン推進課

電話:01564-7-7255(直通)

※役場2階 10番窓口



<目 次>

1. 補助事業の概要	3
2. 申請の流れ	5
3. 申請の受付期間	6
4. 補助対象となる範囲	7
5. 補助対象者	9
6. 補助金交付額	12
7. 申請方法	13
8. 補助金交付後について	17
9. 廃棄について	18
10. 補助金の返還等について	18
11. その他	19

1. 補助事業の概要

● 補助の名称

- ・上士幌町 太陽光発電等再エネ設備導入補助金
- ・この補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用します。環境省から上士幌町へ交付される上記交付金を財源とし、本補助事業への交付申請を行う対象者の方へ町より補助金を交付する「間接補助」となります。

● 補助対象期間

- ・令和4年度～令和12年度(予定)の間の毎年度4月下旬～2月28日
- ・詳細は、「3. 申請の受付期間」をご覧ください。

● 補助対象設備

- ・①:太陽光発電設備 ②:定置用蓄電池 ③:V2H充電設備
上記の一部、または全てを導入する場合を対象とします。
- ・詳細は、「4. 補助対象となる範囲」をご覧ください。

● 補助対象者

- ・上士幌町に住所を有し、上士幌町内の個人用住宅(個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅)に対象システムを新設、又は対象システムの設置された新築住宅を購入する方。
- ・詳細は、「5. 補助対象者」をご覧ください。

● 補助金額

- ・①:太陽光発電設備 補助対象経費の 2/3 (1,000円未満切り捨て)
- ・②:定置用蓄電池 補助対象経費の 3/4 (1,000円未満切り捨て)
- ・③:V2H充電設備 補助対象経費の 3/4 (1,000円未満切り捨て)

上記①～③の補助金額を合算した額について、**300万円(税込)**を上限として補助金を交付します。それ以外は申請者の自己負担となります。

- ・詳細は、「6. 補助金交付額」をご覧ください。



● 申請方法

- ・「2. 申請の流れ」、および「7. 申請方法」をご確認ください。

● 補助金概要



上士幌町 太陽光発電等再エネ設備導入補助事業

この事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用します。

一般住宅
対象

【問い合わせ先】
上士幌町役場ゼロカーボン推進課
電話：01564-7-7255

目的

ゼロカーボン（脱炭素）のまち上士幌を目指し、環境への負荷の少ない「太陽光エネルギー」を利用した「太陽光発電システム」等の導入促進による地産地消を図るため補助金を交付します。

対象の方

- ① 上士幌町内に住所を有すること
- ② 上士幌町税を滞納していないこと
- ③ 借家等の方は所有者の承諾を得ていること
- ④ FIT、FIP制度（市場買取制度）認定を取得していないこと
- ⑤ PPA（第三者所有型）やリース契約としないこと

対象となる設備

太陽光発電設備

無尽蔵の太陽光エネルギーを利用発電時にCO2等の大気汚染物質を排出しない発電



定置用蓄電池

発電した電気の備蓄が可能な装置雨天・夜間や停電等災害時の自家消費が可能



V2H充電設備

「Vehicle to Home」の略。電気自動車のバッテリーと、家庭・事務所の電源間で、双方向の充放電ができる設備



補助金の対象



太陽光発電設備

太陽電池モジュール・架台・インバータ等の設備購入
設備設置工事にかかる経費 ⇒ 経費の2/3の補助



定置用蓄電池

蓄電池本体・電力変換装置・配線器具等の設備購入
設備設置工事にかかる経費 ⇒ 経費の3/4の補助



V2H充電設備

V2H装置本体・電力変換装置・配線器具等の設備購入
設備設置工事にかかる経費 ⇒ 経費の3/4の補助

3種類合計
上限
300万円

申請の流れ

- 補助金交付申請書の提出をお願いします。
補助金交付申請いただいた後に審査を行い、町から「交付決定通知書」をお渡しします。
- 「交付決定通知書」受領後、機器購入・設置工事をお願いします。
やむを得ない事情で事前に着手・設置したい方は、着手前に必ずお問い合わせください。
※FIT・FIPを既契約の方は、当該契約を中止していただくことが条件となります。
- 工事完了後に実績報告書の提出をお願いします。
工事完了後30日以内または当該年度の3月15日までのいずれか早い日。
審査後、町より「交付額確定通知書」をお渡しし、入金となります。
- 環境省への実績報告を目的として、発電量等のデータ提供をお願いします。
【太陽光発電を導入される方が対象】法定耐用年数期間中、設置した発電設備の発電量等のデータの取得と提供、また今後、町が発電量等の計測機器及び通信機器一式を設置する際は、これを認めていただくことが補助金の交付条件です。なお、電力の自家消費率【（発電量－売電量）÷発電量】は、補助期間中は「30%以上」を保っていただきます。



個人が常時居住する住宅、かつ居住のみを目的として建築された専用住宅に対象システムを新設
又はシステムが設置された新築住宅を購入

令和12年度までの補助を予定していますが、毎年度の予算には限りがあり、申込先着順となりますのでご注意ください。

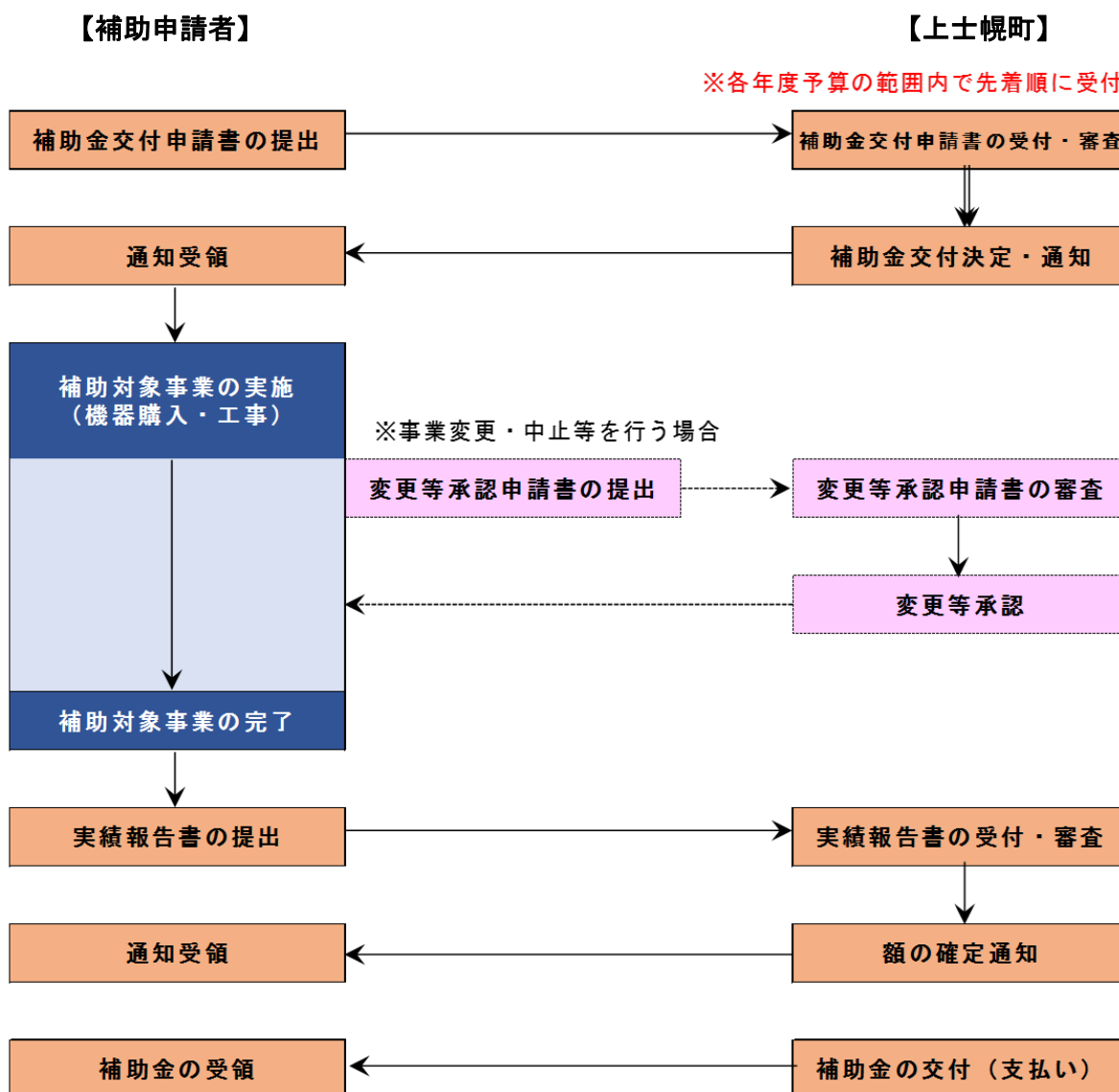
2. 申請の流れ

● 申請フロー

- ・補助金の交付にかかる一連の流れについては下記フロー図をご覧ください。
- ・交付申請書、実績報告書等の各申請書類の受付は「役場窓口」のみとなります。

上士幌町役場 2階「ゼロカーボン課」(10番窓口)でのみ受付

- ・毎年度の予算に限りがあり、「先着順」の受付に公平を期すことから、原則郵送やメール等での受付は行っておりません。ご足労をおかけしますが、ご理解の程をお願い致します。



3. 申請の受付期間

● 補助事業の期間(年度)

令和4年度～令和12年度(予定)の間の毎年度を予定

- ・環境省の「脱炭素先行地域」における上士幌町の取組として、令和12年度(2030年度)までを予定していますが、受付終了年度については変更される場合があります。

● 交付申請書受付期間

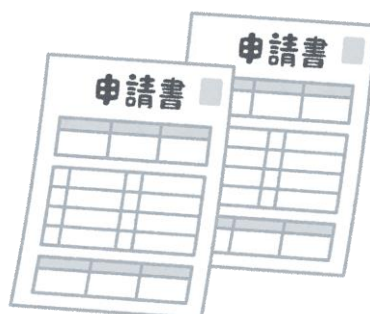
交付申請受付期間：**毎年度、4月下旬頃～翌年2月28日**

- ・補助金を受ける場合、上記期間内に**交付申請書(添付書類含む)の提出**をお願いします。全ての書類をそろえて提出することが難しい場合、事前にお問い合わせください。
- ・上記日が役場閉庁日【土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)】の場合は、「翌開庁日」が期限となります。
- ・毎年度、**先着順で受付**を行い、各年度の**予算額に達した時点で受付終了**となります。翌年度への繰り越し申請はできませんので、お早めに申請をお願いします。

● 実績報告書受付期間

実績報告書受付期間：**対象システムの設置完了後30日以内
または 各年度の3月15日の「いずれか早い日」**

- ・システムの設置完了後、上記期間内に**実績報告書(添付書類含む)の提出**をお願いします。全ての書類をそろえて提出することが難しい場合、事前にお問い合わせください。
- ・上記日が役場閉庁日【土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)】の場合は、「翌開庁日」が期限となります。

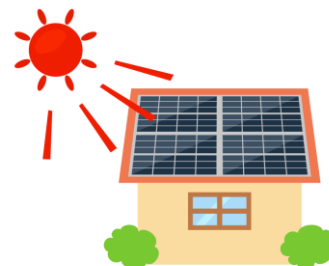


4. 補助対象となる範囲

● 補助対象設備

・①: 太陽光発電設備

- (1) 未使用品であること(中古品は対象外)。
- (2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
- (3) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (4) 住宅の屋根等への設置に適しかつ太陽電池の最大出力の合計値(kw表示とし、小数点以下第3位を切り捨て)が2kW以上50kW未満の小出力発電設備であること。
- (5) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は、同等以上の性能、品質が確認されているもの。加えて、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。
- (6) 本事業により導入する発電設備で発電した電力について、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。



・②: 定置用蓄電池

- (1) 未使用品であること(中古品は対象外)。
- (2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
- (3) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (4) 太陽光、風力、中小水力、バイオマス等いずれかの再生可能エネルギー発電設備を接続すること。
- (5) リチウムイオン蓄電池を使用した製品(バインド電池含む)であること。
- (6) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。



・③: V2H充電設備

- (1) 未使用品であること(中古品は対象外)。
- (2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
- (3) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (4) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(電気自動車等)から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置であること。
- (5) 太陽光、風力、中小水力、バイオマス等いずれかの再生可能エネルギー発電設備を接続すること。



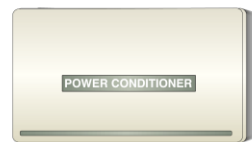
● 補助対象部品・工事

・①: **太陽光発電設備**

太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線及び配線器具、余剰電力販売用電力量計、その他対象システムの設置に必要な工事の経費

※太陽光発電設備設置に係る既存建物の屋根補強費用については、自己負担をお願いいたします。

基本的に補助対象経費は、システム本体・配線・設置工事の各費用が対象となります。



・②: **定置用蓄電池**

蓄電池本体、電力変換装置(パワーコンディショナー等)、配線及び配線器具、その他付属機器ならびに設置工事(配線や電気工事など)に要する経費

・③: **V2H充電設備**

V2H本体、電力変換装置(パワーコンディショナー等)、配線及び配線器具、その他付属機器ならびに設置工事(配線や電気工事など)に要する経費



5. 補助対象者

● 補助対象者となる方

- ・上士幌町に住所を有し、上士幌町内の個人用住宅(個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅)に対象システムを新設、又は対象システムの設置された新築住宅を購入する方。
- ・あわせて、下記の要件を満たしていることが必須です。

- (1) 上士幌町内に住所を有すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により上士幌町の住民基本台帳に記録されていること)。
 ※現在、上士幌町外に居住されている方は、実績報告書を提出する時まで、上士幌町に転入する方であること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) ご自身で所有しない住宅に対象システムを設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾を得ていること。なお、ご自身(居住者)が補助金交付対象者であること。
- (4) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)認定またはFIP制度の認定を取得しないこと。
- (5) 第三者所有型である電力購入契約(PPAモデル)又はリース契約での導入としないこと。

- ・購入しようとする住宅等が中古住宅であるときは、新規に対象システム設置する場合に限ります。
- ・実績報告書の提出時点までに上士幌町へ転入することを条件に、現在上士幌町に居住していない方も、交付申請が可能です。交付申請書の提出等は窓口にお越しいただく必要がありますが、困難な場合はご相談ください。

この補助事業を活用しての補助金交付については、1電力契約において1回限りです。1年目に太陽光発電設備、2年目に蓄電池設置等の複数年の活用はできません。また、対象の各システム(太陽光発電設備・定置用蓄電池・V2H充電設備)は同じシステムを2点以上申請することはできません。

- ・既に対象システムを設置している場合で、増設や入れ替えを行いたい場合も補助対象となります。ただし、システムを入れ替える場合においては、既存システムの廃棄および解体工事等にかかる費用は補助対象としません。
- ・既に太陽光発電でFIT・FIP制度の認定を受けている場合は、当該制度の取り消しを行い、その取り消しを行ったことがわかる資料を交付申請時に提出してください。
- ・二世帯住宅等でそれぞれの世帯でシステムを設置する場合、世帯が分かれていることを住民票の写し等で確認できること、あわせて電力会社の契約が世帯ごとで分かれていることを条件として、それぞれでの申し込みは可能です。

● 過去に上士幌町の太陽光関係補助金を活用されている方

- ・過去に、町単独の補助事業(上士幌町住宅用太陽光発電システム導入補助金)を活用し、財産の処分の制限期間内(導入後の廃棄等を行えない期間)である太陽光発電設備を有する場合は、定置用蓄電池・V2H充電設備の導入での補助金活用が可能です。また、**太陽光発電設備は増設する場合のみ補助対象**となります。
- ・上記の町補助金の交付条件として定める一定期間を経過した場合は、前項の増設や入れ替えを行いたいときと同様となります。

● 一般住宅に当たらない場合

- ・大家・管理会社等の貸主側が設置する場合の「**アパート**」や「**マンション**」については「**事業者**」向けとして申請してください。
- ・「**店舗兼用(併用)住宅**」の場合、「**一般住宅**」と「**店舗・事業所・畜舎**」等、同一電力契約内で1つのシステム(太陽光発電設備等)より複数の棟に接続を行いたい場合は、「**一般住宅対象**」ではなく、「**事業者対象**」として申請してください。
- ・上記については、補助上限額は高くなるものの、導入した発電設備で求められる「**自家消費率**」も厳しくなります。**「事業者対象」の申請の手引きをご確認ください**。どちらにあたるかわからない等、不明点は別途お問い合わせください。



☝ 事業所向けの申請となります ☝

・今回上士幌町が選定された環境省の「**脱炭素先行地域**」とは、2050年カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること)に向け、**民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ**を実現することを目標とします。

・民生部門以外の、運輸部門や熱利用等も含めて、その他の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標(温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減)と整合する削減を地域特性に応じ実現する地域で、「**実行の脱炭素ドミノ**」のモデルとなります。

・民生部門のCO2排出量は、2030年46%削減の目標達成に向けて、家庭部門で66%、業務その他部門で50%と、他部門よりも、より一層の対策が求められています。このような中、**民生部門の電力は、再エネなど今ある技術でCO2排出実質ゼロを実現する事が可能**であることから、**2030年に前倒して民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを達成**することとしています。

(引用:環境省「脱炭素先行地域づくりガイドブック」)



民生部門 ⇒ 「家庭部門」… 住宅

「業務その他部門」… 第三次産業(通信・商業・不動産・サービス業等)

※第一次・第二次産業における事務所等も含む。

産業部門 ⇒ 第一次産業・第二次産業(製造業、農林水産業、鉱業、建設業等)

運輸部門 ⇒ 「旅客部門」… 乗用車やバス等

「貨物部門」… 陸運や海運・航空貨物等

6. 補助金交付額

● 補助金額

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| ①: 太陽光発電設備 | 補助対象経費の 2/3 (1,000円未満切り捨て) |
| ②: 定置用蓄電池 | 補助対象経費の 3/4 (1,000円未満切り捨て) |
| ③: V2H充電設備 | 補助対象経費の 3/4 (1,000円未満切り捨て) |



上記①～③の補助金額を合算した額について、**300万円(税込)**を上限として補助金を交付します。

7. 申請方法

● 交付申請書の提出・交付決定について

- ・「3. 申請の受付期間」で示した期間内に、**交付申請書の提出**をお願いします。その際、下記添付書類もともに提出をお願いします。**必要部数は各1部**です。
- ・上士幌町にて交付申請書類を受取り、審査をおこなった後、申請者へ**補助金交付決定通知書**をお渡しします。工事にかかる契約や設置工事については、原則、通知書を受けた後に実施していただくこととなります。

【交付申請書に添付する書類】

- (1) 上士幌町内に住所を有する者にあつては、町税納入状況調査承諾書、その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書
- (2) 対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し(建売の場合は売買契約書等の写し)
- (3) 対象設備の設置に係る住宅等が自己の所有でない場合にあつては、当該住宅の所有者の承諾書(別記第3号様式)
- (4) 誓約書 (5) その他

★太陽光発電設備設置の場合の追加資料

- (6) 太陽電池の最大出力値の合計が確認できるものの写し
- (7) 太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかる図面

★定置用蓄電池・V2H設置の場合の追加資料

- (6) 仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面

【交付決定前の事前の着手等について】

- ・やむを得ない事情のため、交付決定前に事前着工を行う場合は、**あらかじめ、町ゼロカーボン課までご相談ください。**
- ・交付決定を受けるまでの期間(交付決定されなかった場合も含む)に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で、当該事業の着工をお願いします。

【施工業者による代理申請について】

- ・基本的に、申請者本人に提出(役場に持参)いただくこととなります。難しい場合は、施工業者等申請者本人以外の提出も認めますが、**申請代行費用等は補助対象外**となりますので、ご注意ください。

【誓約書について】

・今回の補助金活用については、環境省へ再生可能エネルギーの発電量数値の実績報告等が定期的に必要となります。**誓約書**についてご一読・ご承諾いただき、**交付申請書の添付書類として提出**をお願いします。

- 1 対象システムは、**未使用品**であること。(中古品は対象外とする。)
- 2 対象システムは、**性能の保証、設置サポート等がメーカー等によって確保されていること。**
- 3 対象システムは、**各種法令に順守した設備**であること。
- 4 設置した対象システムを上士幌町外に移さないこと。
- 5 設置者が**上士幌町税を滞納しないこと**。上士幌町以外の者は住所を有する市町村税を滞納しないこと。
- 6 自己が所有しない住宅・事務所等に対象システムを設置し、当該住宅・事務所等の**所有者及び補助対象者が変更される際は町長に報告**すること。
- 7 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)認定又はFIP制度の認定を習得しないこと。
- 8 第三者所有型である電力購入契約(PPA)又はリース契約しないこと。
- 9 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、**地域住民に十分配慮して事業を実施**するよう努めること。
- 10 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の**設計・施工**を行うこと。
- 11 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、**適切な方法により協力**すること。
- 12 **防災、環境保全、景観保全を考慮**し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- 13 **20kW以上の太陽光発電設備**を設置する場合は、**発電設備を囲う柵塀を設置**するとともに、柵塀等の**外側の見えやすい場所に標識**(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの)**を掲示**すること。
- 14 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む**完成図書**を作成し適切な方法で**管理保存**すること。
- 15 対象システムの**設置完了**(廃止の承認を受けたときを含む。)後は、**30日以内又は当該年度3月15日のいずれか早い日までに必要書類を町長に提出**すること。
- 16 対象システムは、**法定耐用年数を経過するまで**、この補助金交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け又は担保に供しないこと。ただし、災害等の自己の責めに帰さない事由で対象システムを処分する場合等、予め町長の承認を得た場合はこの限りではない。
- 17 対象システムの**法定耐用年数を経過するまでの間**、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について**J-クレジット制度等への登録**をしないこと。
- 18 **一般住宅は30%以上、事業者は50%以上の自家消費率**を敷地内で**自ら消費**すること。環境省への実績値報告等を目的として、**法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等把握に関し、町にデータ等提供**を行うこと。また**町が発電量等の計測通信機器一式を設置する際はこれを認める**こと。
- 19 対象システムは善良な管理者の**注意をもって管理**するとともに、その**効率的な運用**を図うこと。
(※設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。)
- 20 関係法令及び条例の規定に従い、**対象システムを処分**すること。
- 21 **10kW以上の太陽光発電設備**を設置する場合は、交付対象設備の解体・撤去等に係る**廃棄等費用**について、「**廃棄等費用積立ガイドライン**」(資源エネルギー庁)を参考に、**必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等**を行い、発電事業の終了時において、**適切な廃棄・リサイクルを実施**すること。
- 22 **10kW以上の太陽光発電設備**を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた**火災保険や地震保険、第三者賠償保険等**に加入するよう努めること。

※定置用蓄電池及びV2Hのみ導入する場合は13、18、21、22を除く

● 変更承認申請書の提出・承認について

- ・当初提出した交付申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ、変更等承認申請書を提出いただき、町より承認を受ける必要があります。必要部数は各1部です。
- ・「軽微な変更」については、変更等承認申請書の提出は必要ありません。事業完了後の実績報告書(変更後の内容で記載してください)に、変更箇所・内容等を記載した理由書(様式自由)を添付の上で報告をお願いします。

【「軽微な変更」について】

- ・①「補助対象経費合計の変更額が20%未満の時」
- ・②その他は、「上士幌町補助金等交付規則」および「上士幌町補助金等交付規則の運用について(通達)」に基づきます。詳細は、インターネットサイト「上士幌町例規類集」よりご覧いただけます。
- ・ただ、変更申請の要否の判断がつきにくいと思われるため、事前に町役場ゼロカーボン推進課(01564-7-7255)までお問い合わせください。

● 実績報告書の提出・交付確定・入金について

- ・交付決定後に事業着手し、契約・設置工事等を進めていただきます(前述の事前着手の場合を除く)。
- ・対象システムの設置完了後30日以内または当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書の提出をお願いします。その際は、下記の添付書類もあわせてご提出をお願いします。必要部数は各1部です。
- ・上士幌町にて実績報告書を受理し、審査をおこなった後、申請者へ補助金交付確定通知書をお渡しします。その後、申請者へ入金を行う形となります。

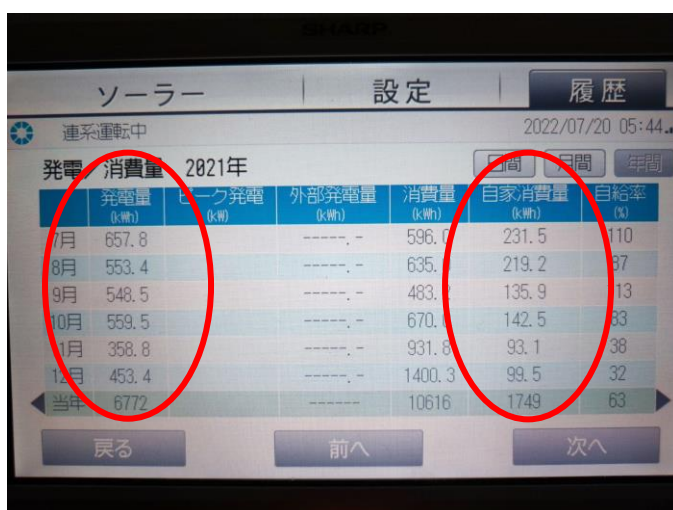
【実績報告書に添付する書類】

- (1)対象システムの設置状況を撮影した写真
- (2)対象システム設置費に係る領収書の写し(経費内訳が記載されているもの)
- (3)電力会社による太陽光発電余剰電力受給契約確認書等の写し
- (4)しゅん工検査の試験記録書の写し
- (5)本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量(kWh:いわゆる「自家消費量」)が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」とであるとわかるモニタ画面等の写真又は数値を出力した資料等
- (6)その他町長が必要と認める書類

【自家消費率「30%以上」資料の提出について】

- ・システムを設置して運用開始後、実績報告書の添付書類として提出をお願いします。
- ・システム設置後、実績報告書提出までの**特定の日の1日間**でかまいませんので、**自家消費率が「30%以上」**であると判断できるデータを提出してください。ご自宅内に設置されている発電モニター画面等を撮影した写真や、WEBサイトのデータを紙に出力いただくなど、形式は自由です。

- ・**「発電量」と「自家消費量」がわかる写真やデータを必ずご提供**願います。
- ・上記数値がわかると、「**自家消費率(=自家消費量÷発電量×100 ※小数点以下切り捨て)**」が算出可能です(もし自家消費率の表示もモニター等にあれば、あわせてご提出ください)。



発電	消費量	2021年				年間
(kWh)	(kWh)	発電量 (kWh)	売電 (kWh)	消費量 (kWh)	自家消費量 (kWh)	自給率 (%)
7月	657.8	---	---	596.0	231.5	110
8月	553.4	---	---	635.0	219.2	97
9月	548.5	---	---	483.0	135.9	113
10月	559.5	---	---	670.0	142.5	83
11月	358.8	---	---	931.8	93.1	38
12月	453.4	---	---	1400.3	99.5	32
当年	6772	---	---	10616	1749	63

【モニター画面撮影例】

写真では「月間」データの数値となっていますが、「日間」データ(晴天日の1日間)の撮影をお願いします。

※左図では、1画面で必要とする「発電量」と「自家消費量」がわかります。

- ・モニター等にて「自家消費量」のデータが存在しない、表示できないようであれば、「**発電量**」と「**売電量**」のデータは**必ず提供**をお願いします。(「**発電量**－**売電量**＝**自家消費量**」を算出し、そこから自家消費率を算出)

- ・**定置用蓄電池・V2H充電設備のみの設置の場合は、実績報告時に当該資料の添付は必要ありません。**

8. 補助金交付後について

● 法定耐用年数について

- ・補助金を活用して導入後、今回導入した各システムについては、「法定耐用年数」に基づき、処分(廃棄・譲渡・転用等)の制限を受けます。
- ・2022年7月現在の法定耐用年数は、設置日から起算して太陽光発電設備は「17年」、定置用蓄電池およびV2H充電設備は「6年」です。その間は廃棄や譲渡等の処分はできませんのでご注意ください。
- ・状況に応じて処分期間が異なる可能性もありますが、各補助対象者が各システムを導入した時点の法定耐用年数を基準とします。

● システム導入後の定期報告について

今回、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、設置した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の発電量の把握に関し、町へのデータ等の提供を行っていただきます。また今後、もし町が発電量等の計測機器及び通信機器一式を設置する際は、併せて認めていただくことが、補助金交付の条件です。
詳細は、町役場ゼロカーボン推進課(01564-7-7255)へご確認ください。



- ・法定耐用年数期間中、太陽光発電設備で発電して自家内で消費した電力量(kWh)が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」(自家消費率)を保つことを環境省より求められていること、また報告を行う必要があることから、補助金交付の条件としてお願いするものです。
- ・太陽光発電設備を設置した各対象家屋における、「発電kWh」「売電kWh」「自家消費kWh」等の法定耐用年数期間中の1か月ごとの数値について取得します。
- ・定置用蓄電池もしくはV2H充電設備のみの導入の場合は、特段の報告は必要としません。
- ・詳細は、別途、町役場ゼロカーボン推進課(TEL:01564-7-7255)までお問い合わせください。

9. 廃棄について

● 適切な廃棄について

・太陽光発電設備については、本格的に普及が進んだ時期を考慮すると、2040年頃には寿命を迎える太陽光発電設備が多くなり、大量廃棄問題が発生するといわれています。廃棄については、「発電事業者」である所有者の皆様が責任を持つこととなります。



・経済産業省(資源エネルギー庁)が2021年9月に公表、2022年4月に改定した「廃棄等費用積立ガイドライン」では、不法投棄等が行われないよう適切に廃棄処理がなされることを目的として、10kW以上の太陽光発電設備については、廃棄にかかる費用を外部機関にて定期的に積み立てていくことが原則義務化されています。

・これは、通常FIT・FIP認定を受けた設備を想定したものです。今回の町補助金の原資となる環境省交付金の要綱において、この「ガイドラインを参考に、必要な経費の算定、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」と決められていますので、ご理解をお願いします。

・なお、10kW未満の太陽光発電設備についても、経済産業省(資源エネルギー庁)が公表している「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」の第5節では、「必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」とされています。

以上により、寿命を迎えた太陽光発電設備の廃棄を行う際は、上記ガイドラインも参考に、皆様ご自身で廃棄等にかかる費用を積み立て、将来的な計画も考慮しつつ、設備(システム)導入と補助金の活用をお願いします。

10. 補助金の返還等について

- ・引越等得ず途中で処分する場合は、事前に町長の承認を受けていただくことになります。報告理由により、補助金を返還いただく可能性もあります。
- ・ひょうや台風等の自然災害による破損等もふくめて、状況により対応が異なりますので、町役場ゼロカーボン推進課(TEL:01564-7-7255)までお問い合わせください。
- ・虚偽の申請や報告を行った場合等、悪質である場合は、補助金を全額返還していただくこともありますので、ご注意ください。

11. その他

- ・その他、ご不明点は、**Q&A集**もあわせてご確認ください。
- ・また、Q&A集にも載っていない問い合わせ等については、下記までお気軽にお問い合わせください。



問い合わせ・申請書提出先

〒080-1492

北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

上士幌町役場 ゼロカーボン推進課

電話：01564-7-7255(直通)

※役場2階 10番窓口